

仕 様 書

1 目 的

この仕様書は、綾瀬市立小中学校の英語教育の充実と国際理解教育推進のため、及び中学校における英語によるコミュニケーション能力の充実のため、外国語指導助手（小学校に派遣する外国語指導助手をA s s i s t a n t L a n g u a g e T e a c h e r、中学校に派遣する外国語指導助手をN a t i v e E n g l i s h T e a c h e r、以下「ALT及びNET」という。）を派遣することについて、綾瀬市（以下「派遣先」という。）が、この派遣を行う事業者（以下「派遣元」という。）が履行すべき業務の範囲及び内容等について、必要な事項を定める。

2 業務の内容等

(1) 派遣元は次に掲げる業務を履行する。

ア 英語を母語とする者又はこれに準ずる者をALT及びNETとして派遣すること。

イ 派遣先、ALT及びNETとの連絡調整

ウ 学校訪問、ALT及びNETの業務遂行状況の把握・評価

エ 小学校を担当するALTに文部科学省発行の外国語活動教材「L e t ' s T r y !」及び文部科学省が開発している学習指導要領に対応した教材を所持させ、それらを使用した授業を行うために必要な研修を実施すること。

オ 小中学校を担当するALT及びNETに綾瀬市で採択された教科書を所持させ、それらを使用した授業を行うために必要な研修を実施すること。

カ 指導計画、学習指導案、授業設計等作成時の情報提供及び企画提案等の実施

キ ALT及びNETに係る派遣先からの要望や苦情等に対する必要な処置

ク ALT及びNETの勤務管理及び欠勤、遅刻等がある場合の市教育委員会及び派遣先への事前報告と、代替ALT及びNETの派遣

ケ ALT及びNETが本事業の目的を理解し、派遣先での規律及び施設管理上の規則等を遵守し、指揮命令者の指揮命令の下に従事するための適切な措置

コ ALT及びNETへの指導方法、教材作成等の助言及び支援

サ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に規定する派遣元に義務付けられている諸手続き

シ 学校ごとの就業日程に係る連絡調整

ス 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条に規定する健康診断を
ALT及びNETに受診させること。

(2)-1 ALT及びNETは、次に掲げる業務を履行すること。

ア 担当教員や学級担任等の指示に基づき、派遣された小中学校の外国語活動及び英語授業等（以下「授業等」という。）に参加して指導・指導補助等を行うこと。

イ アに掲げられた業務の準備

ウ 授業の教材研究及び教材の作成（デジタル教材を含む）

エ 教員に対する英語指導及び使用教材の開発・作成の補助、並びに助言をすること。

オ 朝の会、帰りの会、給食時間、掃除時間、休み時間、学校行事等の授業時間外における児童・生徒との英語による交流及び英語指導

カ 業務実施に係る担当教員や学級担任等との事前打合せ

キ その他上記前各号に準ずるもの。

(2)-2 NETは、次に掲げる業務を履行すること。

ア コミュニケーション能力（思考力・判断力・表現力）育成のための指導計画作成補助及び授業の実施、評価補助

イ コミュニケーション能力育成のための教材研究のモデル案の作成

ウ 英語でのコミュニケーションに特化した英語の授業場面の設定とその実施

エ 「聞く・読む・話す・書く」の4技能を多面的に評価するため、パフォーマンステスト等を実施し、評価の補助を行う。

(3) ALT及びNETは、次の要件を満たすものでなければならない。

ア 英語を母語とする者又はこれに準ずる者であり、かつ小中学校の授業等の実施に適切な発音等ができる者

イ 小中学校の授業等の趣旨を学習指導要領等により十分理解している者

ウ 大学卒業又は同等以上の学歴を有し、学校教育に対し積極的に取り組む姿勢を有する者

エ ALT及びNETとして十分な経験を積んだ者又はALT及びNETとして派遣元で実施する研修等を受けた者

オ 業務履行上要する日本語力を有する者

カ 積極的に児童・生徒と共に活動する意欲を有し、かつ日本の小中学生を指導する能力・資質を有する者

キ 原則として、派遣期間を通じて業務を遂行できる能力を有する者

ク 本業務の履行に際して、必要な査証等を取得し、適正な在留資格・期間を有している者

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

4 業務の履行場所

別表に定めるとおりとする。

5 就業日、就業時間等

(1) 就業日は次に掲げるとおりとする。

ア 学校休業日を除く月曜日から金曜日で、派遣先が定める日

イ 土曜日・日曜日・祝日で学校行事等により就業日として指定する日

ウ 派遣先ごとの就業日は特定の時期に偏ることなく、派遣期間中に均一に配置することを原則とする。

(2) 就業時間は午前8時00分から午後4時00分までの間で6時間を超えないこととする。あわせて、授業時限数は1日最大6時限（1時限を45分または50分とする。以下「時限」という。）までとする。

(3) 休憩時間の取扱いは次のとおりとする。

ア 6時間を超える勤務につき、勤務時間中の連続する45分以上を休憩時間とする。

イ 休憩時間は料金の算定に含めない。

ウ 就業日のうち勤務時間が6時間に満たない日の休憩時間の付与については、派遣先と派遣元の協議により就業日ごとに定める。

(4) 就業日の振替については次のとおりとする。

ア 派遣先の都合により就業日を変更する場合は、派遣先は当初就業する予定であった日の3日前（土曜日・日曜日・祝日を除く。）までに派遣元に通知する。

イ 就業日の振替は派遣先と派遣元の協議により決定する。

6 派遣人員・必要時限数等

- (1) 必要時限数は次のとおりとし、A L T及びN E Tの配置・派遣日数については派遣先と派遣元が協議して別途「A L T及びN E T配置計画表（以下「計画表」という。）」により定めるものとする。

ア 小学校 1 学年及び 2 学年の全学級については年間平均 5 時限

イ 小学校 3 学年及び 4 学年の全学級については年間平均 1 5 時限

ウ 小学校 5 学年及び 6 学年の全学級については年間平均 1 5 時限

エ 中学校は全学年の全学級を年間平均 2 4 時限

- (2) A L T及びN E Tを派遣する人数は計画表に基づき、派遣先と派遣元が協議して、別途定める。

7 業務指揮権限

派遣先は、A L T及びN E Tに対して、従事すべき業務に関する必要な指揮命を行う。

8 安全衛生

派遣元及び派遣先は、労働安全衛生法を遵守し、A L T及びN E Tの就労環境の保持に努める。

9 派遣先責任者及び指揮命令者

- (1) 派遣先責任者は、派遣先の学校長とする。
- (2) 派遣先責任者は、A L T及びN E Tの派遣就業に関し、労働者派遣法第 4 1 条に定める事項を行う。
- (3) 指揮命令者は、教頭又は学級担任等とする。

1 0 派遣元責任者

派遣元が個別契約書において別途通知するものとする。

1 1 A L T及びN E Tからの苦情への対応

- (1) 苦情の申出を受ける者は次に掲げるとおりとする。

ア 派遣元においては派遣元が別に定める。

イ 派遣先においては派遣先責任者とする。

- (2) 苦情に対しては、派遣元及び派遣先が連携し、誠意をもって適切かつ迅速に対応するものとする。

1 2 支払方法、費用負担等

- (1) 支払は1か月単位とする。

- (2) 派遣元は、令和9年4月分から令和12年3月分まで、派遣実績を毎月末日で締め、派遣料金を計算し、市の定める手続きに従い、翌月以降書面をもって市に請求する。

- (3) 前項により市に請求する代金は、1か月の総額に100分の110を乗じた額とする。

- (4) 派遣料金の総額に100分の110を乗じた際、1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

- (5) 費用負担については次に掲げるとおりとする。

ア ALT及びNETの派遣料金には、諸経費の一切が含まれるものとする。

イ 諸経費には、ALT及びNETにかかる給食費を含むものとし、給食を希望するALT及びNETがいる場合は、給食費の納付の時期及び納付方法等を派遣元と派遣先が協議することとする。

ウ 諸経費には、ALT及びNETが自動車等交通用具を利用する場合に発生する可能性のある駐車場利用料金を含むものとし、当該利用料が発生した場合には、納付の時期及び納付方法等を派遣元と派遣先が協議することとする。

- (6) 業務履行中に生じた経費（移動等にかかる経費又はその途上における事故等に起因するものを含む。）その他法律に基づく雇用者義務としての経費はすべて派遣元が負担する。

- (7) ALT及びNETが不慮の事故又は体調不良等により業務の履行が困難となり、代替ALT及びNETによる業務が履行できなかったときは、派遣先は派遣料金のうち、これに相当する金額の支払いを免れることができる。

1 3 その他

- (1) 派遣元は、業務履行にあたって、別記個人情報保護等に関する取扱い事項及び

暴力団排除に関する取扱い事項を遵守し、又は環境への配慮に関する取扱い事項を実現するよう努めなければならない。

(2) 派遣元は、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認及び研修受講を行った者を業務に従事させなければならない。

(3) この仕様書に定めのないこと及び疑義を生じたときは、派遣先及び派遣元が協議して別途定める。

別表 （派遣業務履行場所）

綾瀬市立小学校 10校、中学校 5校

学校名	所在地	連絡先	学級数※					
			1年	2年	3年	4年	5年	6年
綾瀬小学校	綾瀬市深谷中 5-1-1	(78)0004	4	4	4	5	5	5
綾北小学校	綾瀬市寺尾本町 3-10-1	(78)0452	2	2	2	2	2	2
綾西小学校	綾瀬市綾西 1-2-1	(78)2376	2	3	3	3	3	3
早園小学校	綾瀬市小園 420	(78)8525	2	2	2	2	2	2
綾南小学校	綾瀬市上土棚中 1-12-19	(78)2840	2	2	2	2	2	3
天台小学校	綾瀬市寺尾台 1-3-1	(78)5688	2	2	2	2	2	3
北の台小学校	綾瀬市大上 9-14-1	(77)5807	2	2	2	2	3	3
落合小学校	綾瀬市落合北 3-10-1	(77)6133	2	2	2	2	2	2
土棚小学校	綾瀬市上土棚南 6-1-1	(77)2002	2	1	2	2	2	2
寺尾小学校	綾瀬市寺尾南 1-3-1	(77)8401	2	2	2	2	2	2
綾瀬中学校	綾瀬市深谷南 2-3-1	(78)0024	6	5	5			
綾北中学校	綾瀬市深谷上 4-4-1	(78)8566	7	6	5			
城山中学校	綾瀬市早川 2230	(77)6134	5	5	5			
北の台中学校	綾瀬市蓼川 1-2-1	(77)8430	4	4	3			
春日台中学校	綾瀬市吉岡 393-1	(76)8661	3	2	3			

※学級数については、令和9年4月1日予測によるもので、今後変更される可能性がある。